

## 健康保険被保険証の裏面で臓器提供の意思表示 ができるようになりました。

平成22年7月17日以降、臓器提供に関する意思表示欄を健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます。）の裏面に追加するように、先般、厚生労働省から通知がありました。経過措置により、当分の間、従来の様式が使用できるとされていることから、当面は現行の保険証を使用することとします。

平成22年9月1日以降、被保険者に保険証を交付する際に、意思表示シール・リーフレットを配布しますので、臓器提供の意思表示をされる方はご利用ください。

また、現在保険証をお持ちの被保険者・被扶養者の方及び平成22年9月1日以降、被扶養者として認定された方で、意思表示シール・リーフレットを必要とする方は、事業所を通じて、当健康保険組合までお申し出ください。

なお、運転免許証でも臓器提供の意思表示ができます。

臓器移植に関するお問い合わせは、社団法人日本臓器移植ネットワークへお願いします。

TEL 0120-78-1069

URL <http://www.jotnw.or.jp>